

神奈川RB 第17回総会 資料



開催日時:2015年2月1日(日) 10:00~12:00
会場:かながわ県民活動サポートセンター 703号室

神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

神奈川 RB 総会資料 目次

内 容	ページ
1) 神奈川 RB 第 17 回総会次第	3
2) 神奈川 RB 宣言	4
3) 2014 年度を総括して～代表より～	5
4) 2014 年度 活動報告に関する件	6
5) 2014 年度 決算に関する件	7
6) 2015 年度 役員選出に関する件	8
7) 2015 年度 活動計画に関する件	9
8) 2015 年度 予算案に関する件	10
9) 神奈川 RB 規約	11
10) 神奈川 RB 組織図	15
11) 神奈川 RB 会議構成図	16
12) 神奈川 RB 会員分布表	17
13) 神奈川 RB アマチュア無線クラブ通常総会資料	18
14) 神奈川 RB 連絡先	23

神奈川 RB 第 17 回総会 次第

－第1部 神奈川 RB 総会－

- 1) 開会
- 2) 総会議事
 - 2014 年度 活動報告に関する件
 - 2014 年度 決算に関する件
 - 2015 年度 役員選出に関する件
 - 2015 年度 活動計画に関する件
 - 2015 年度 予算案に関する件
 - 神奈川 RB 規約改正に関する件
- 3) 2015 年度代表挨拶
- 4) 2015 年度役員・リーダー紹介
- 5) お知らせ
- 6) 閉会

－第2部 アマチュア無線クラブ総会－

- 1) 開会
- 2) 総会議事
 - 2014 年度 活動報告に関する件
 - 会員数報告
 - 2014 年度 決算に関する件
 - 定款見直しに関する件
 - 2015 年度 役員選出に関する件
 - 2015 年度 活動計画に関する件
- 3) 2015 年度会長挨拶
- 4) 2015 年度役員紹介
- 5) お知らせ
- 6) 閉会

神奈川RB宣言

1. 我々は、震災時においてオートバイの機動性を活かして被災地のために救援活動とその支援を行います。
2. 我々は、ボランティア活動を基本とし、活動上発生した傷害は加害被害を問わず自己責任とします。
3. 我々は、自己完結型のボランティアを目指します。
4. 我々の活動は、ボランティア精神をもったあらゆる人々に開かれています。

2014 年度を総括して ～代表より～

いつも神奈川 RB の活動に御理解御協力いただき、誠にありがとうございます。

神奈川RBは 1997 年設立準備から、現在まで活動を継続することが出来ました。この継続には役員をはじめとする全会員の地道な努力のたまものと言えるでしょう。また、神奈川RBの風潮でしょうか、がむしゃらに活動して息切れしてしまうことは無く現在まで継続できています。

各種災害への支援活動を振り返ってみると、近隣RBの中でも神奈川RBの貢献人数が結果的に多かったです。同時に地道な活動を継続しているメンバーが多いという事は、それぞれ個々のスキルは、自分では気が付かない程向上していることと思います。

これは神奈川RBにとっても財産であると同時に近隣地域にとっても、財産と言えるでしょう。

しかし、課題も浮かんできています。現在はまだ良いですがメンバーの平均年齢もだいぶ上がってきており今後の課題は新規メンバーをいかに増やして行くかという事も加わるかと思えます。

神奈川 RB の気張らずに活動を行うスタンスは若い方にも抵抗なく受け入れてもらえるのではないかと思います。皆さんのご協力もよろしくお願いいたします。

2014 年度 神奈川RB代表 矢代幸雄

2014年度 活動報告に関する件

月	日	イベント内容	開催場所
1月	19日(日)	・運営ミーティング	えびな市民活動センター
	26日(日)	・神奈川 RB 第16回総会	かながわ県民活動サポートセンター
2月	22日(土)	・南足柄災害ボランティア研修会	南足柄市りんどう会館
3月	1~2日(日)	・静岡図上訓練	静岡市
	9日(日)	・運営ミーティング	えびな市民活動センター
	8~9日(日)	・冬季走行訓練	茨城県
4月	5日(土)	・無線通信訓練	神奈川県内(各自自宅近く)
	6日(日)	・運営ミーティング	かながわ県民活動サポートセンター
	23日(水)	・九都県市防災訓練 ビックレスキュー第一回全体会議	小田原市
5月	11日(日)	・運営ミーティング	えびな市民活動センター
	20日(火)	・ビックレスキュー第一回作業部会	小田原市
6月	1日(土)	・運営ミーティング	かながわ県民活動サポートセンター
	17日(火)	・ビックレスキュー第二回作業部会	小田原市
7月	6日(日)	・屋外無線通信訓練	平塚市湘南平
	8日(火)	・ビックレスキューかながわVC立ち上げ訓練	小田原市
	13日(日)	・運営ミーティング	えびな市民活動センター
8月	7日(木)	・ビックレスキュー第二回全体会議	平塚市
	8~11日	・東北支援	大船渡
	24日(日)	・ビックレスキューKRBリハーサル	小田原市
	31日(日)	・ビックレスキューかながわ2014	小田原市
9月	6日(土)	・9都県市合同防災訓練 千葉県会場	南房総市和田町
	7日(日)	・運営ミーティング	えびな市民活動センター
	14日(日)	・新潟 RB 安全運転講習会	新潟市
10月	5日(土)	・運営ミーティング	かながわ県民活動サポートセンター
	10~11日	・走行訓練	伊豆(BikePack)
11月	9日(日)	・運営ミーティング	えびな市民活動サポートセンター
12月	6日(土)	・南足柄市災害ボランティア研修会	南足柄市りんどう会館
	7日(日)	・運営ミーティング	かながわ県民活動サポートセンター

2014年度 決算に関する件

2014年度神奈川RB決算報告書

自2014年1月1日

至2014年12月31日

1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越金	320,816	
会費	70,500	3000円 x 23名 + 1500円(1名半年分)
寄付	25,500	中島様、南足柄市社会福祉協議会様
備品貸与		ゼッケン
備品売上		
雑収入	85	ゆうちょ銀行利息、預かり金など
合計	416,901	

2. 支出の部

内訳	金額	備考
広報費	0	ポスター、関係団体広報費
交通費	51,320	交通費補助(防災訓練会議出席)
備品代	0	
諸会費	29,380	総会会場費、ロッカー代等
通信費	9,710	切手、はがき代、レンタルサーバー代他
消耗品代	952	封筒、文具他
無線C費	11,170	JARL会費、電波使用料
雑費	11,675	コピー代等
次期繰越金	302,694	ゆうちょ銀行、手元現金
合計	416,901	

上記2014年度決算報告書を監査の上、問題が無いことを確認した。

神奈川RB会計監査 永野 靖彦 印

神奈川RB会計監査 佐藤 眞澄 印

印影付き本書は事務局にて保管

2015 年度 役員選出に関する件

以下の者を 2015 年度神奈川 RB 役員として推薦致します。

代表	矢代 幸雄
副代表	沢田 健介 池田 喜由
事務局長	沖野 雅之
会計	佐藤 眞澄
会計監査	永野 靖彦 田中 博之
アマチュア無線クラブ会長	古賀 陽一

2015年度 活動計画に関する件

月	日	イベント内容	開催場所
1月	25日(日)	○臨時ミーティング	えびな市民活動サポートセンター
2月	1日(日)	○神奈川RB 第17回総会	かながわ県民活動サポートセンター
	21~22日(日)	○冬季走行訓練	茨城県
3月	1日(日)	○運営ミーティング	えびな市民活動サポートセンター
	7~8日(日)	△静岡図上訓練	静岡市
4月	4日(日)	○無線通信訓練	神奈川県内(各自自宅近く)
	5日(日)	○運営ミーティング	かながわ県民活動サポートセンター
	—	△九都県市防災訓練	未定
	—	ビックレスキュー第一回全体会議	
5月	—	△ビックレスキュー第一回作業部会	未定
	—	・二輪車安全運転神奈川大会	二俣川免許センター
	—	○走行訓練	八ヶ岳
6月	7日(日)	○運営ミーティング	かながわ県民活動サポートセンター
	—	△ビックレスキュー第二回作業部会	未定
7月	5日(日)	○屋外無線通信訓練	神奈川県内
	12日(日)	○運営ミーティング	えびな市民活動サポートセンター
8月	22~23日(日)	・ハムフェア 2015	東京ビッグサイト
	—	△ビックレスキュー第二回全体会議	未定
	23日(日)	△ビックレスキューリハーサル	未定
	—	△小田原市防災訓練	神奈川県小田原市
9月	—	△ビックレスキューかながわ 2015	相模原市
10月	4日(日)	○運営ミーティング	かながわ県民活動サポートセンター
11月	8日(日)	○運営ミーティング	えびな市民活動サポートセンター
12月	6日(日)	○運営ミーティング	かながわ県民活動サポートセンター

○: 神奈川RB主催
△: 他機関主催

2015 度 予算案に関する件

2015 年度神奈川RB予算案

自2015年1月1

日

至2015年12月31日

1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越金	302,694	
会費	72,000	@3,000 円 × 24 名
合計	374,694	

2. 支出の部

内訳	金額	備考
広報費	15,000	ポスター、関係団体広報費
交通費	50,000	活動費補助他（防災訓練会議出席等）
備品代	15,000	ゼッケン費用ほか活動に必要な備品
通信費	10,000	切手代、レンタルサーバー代他
諸会費	40,000	総会会場費、ロッカー代、ボランティア保険代等
無線C費	15,000	JARL会費、電波使用料等
消耗品代	5,000	封筒、文具ほか
雑費	10,000	防災訓練資料、総会資料印刷費他
予備費	214,694	
合計	374,694	

神奈川RB2014 年事務局作成

神奈川RB規約

【神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク規約】

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、「神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク」と称す。
2. 通称を「神奈川RB」とする。

(目的)

第2条

本会は、オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより、震災時における情報活動および救援活動のサポートを行うことを目的とする。

(基本理念)

第3条

本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。

(事業)

第4条

本会は、第2条に掲げる目的を達成するために、以下の事業を行う。
① 会員の訓練及び研修
② 会員相互の交流と親睦に関する活動
③ 本会の広報活動と啓蒙活動
④ 同様な目的を有する他団体・行政機関等との連携協力
⑤ 震災に関する情報収集、研究
⑥ その他、目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条

本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第2章 会員及び会費

(会員)

第6条

会員は本会の目的、理念に賛同する者とする。

(会員の権利)

第7条

会員は本会の目的に必要なすべての権利を有する。

(会員の義務)

第8条

会員は本会に入会手続きを行うとともに本規約及び別途定める細則などを遵守する。

(会費などの納入義務)

第9条

会員は細則に示す年会費を当該年度中に納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条

会員が、以下の各号の一に該当した場合、除名することがある。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 除名

(退会)

第11条

退会する会員は別途定める退会届を提出するものとする。

2. 会費はいかなる理由でも返金しない

(除名)

第 12 条

会員が各号のひとつに該当する時は運営ミーティングの審議並びに代表の承認によりこれを除名することができる。

- ① 本会の名誉を著しく毀損した場合
- ② 本会の目的、または理念に反する行為を行った場合
- ③ 本会の秩序を損なう行為を行った場合

第 3 章 総会

(総会の構成)

第 13 条

本会の総会は会員を持って構成する。

(総会の種類)

第 14 条

本会の総会は通常総会、及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第 15 条

通常総会は、毎年1回代表が招集する。

2. 臨時総会は次に掲げる号に従い代表が招集する。

- ① 代表が必要と認めたとき
- ② 運営会議で必要と決議したとき
- ③ 3分の1以上の会員より召集の請求があったとき

3. 会計監査が召集の必要を認めたとき

4. 総会の招集は会議の目的ならびに日時などを記載した書面を持って会日の10日前までに発信通知しなければならない。

(総会の議長)

第 16 条

総会の議長は出席した会員の中から選出する。

(総会の決議)

第 17 条

総会は第 15 条の手続きによって成立し、委任状を含む出席会員の過半数をもってこれを決議する。

(表決権)

第 18 条

会員は総会における各1個の表決権を有する。

(総会の決議事項)

第 19 条

次の事項は総会の議決を要する。

- ① 規約の変更
- ② 事業計画及び収支予算の決算報告
- ③ 事業報告及び会計報告
- ④ 役員を選任並びに解任
- ⑤ 本会の解散
- ⑥ 5号の場合の精算人の選任および残余財産の処分方法
- ⑦ その他特に重要な事項

(総会の特別決議)

第 20 条

前第 19 条第1号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の決議は委任状を含む出席会員の3分の 2 以上の多数でこれを決議する。

(総会の決議事項の通知)

第 21 条

代表は総会の終了後遅滞なく決議事項を会員に通知する。

(総会の議事録)

第 22 条

総会の議事については議事録を作成する。

第 4 章 役員

(役員の種類、人数)

第 23 条

本会役員は、以下の通りとする。

- | | |
|----------------|-----|
| ① 代表 | 1名 |
| ② 副代表 | 若干名 |
| ④ 事務局長 | 1名 |
| ⑤ 会計 | 1名 |
| ⑥ 会計監査 | 2名 |
| ⑦ アマチュア無線クラブ会長 | 1名 |

(役員資格)

第 24 条

役員は会員であり総会において選任及び解任される。

2. 役員の再任は妨げない。

(役員任期)

第 25 条

役員任期は選任以降から事業年度の総会までとする。

2. 期の半ばに選任された役員任期は当該年度の総会までとする。

(役員任務)

第 26 条

代表は、本会を代表し、事業を総理する。

2. 副代表は代表を補佐し、代表が業務遂行不可能な場合職務を代行する。

3. 事務局長は、事務局を統括する。

4. 会計監査は、本会の業務執行並びに会計状況を監査する。

第 5 章 運営ミーティング

(運営ミーティングの構成)

第 27 条

本会の運営ミーティングは会員をもって構成される。

(運営ミーティングの招集)

第 28 条

運営ミーティングは必要に応じ役員が召集する。

(運営ミーティングの議長)

第 29 条

運営ミーティングの議長は出席した会員の中から選任する。

(運営ミーティングの決議)

第 30 条

運営ミーティングの決議は出席会員の過半数をもって行う。

(運営ミーティングの決議事項)

第 31 条

運営ミーティングでは本会の運営に関する諸課題について決議する。

(運営ミーティングの議事録)

第 32 条

運営ミーティングの議事は議事録を作成しこれを保管する。

第 6 章 事務局・分科会等

(事務局)

第 33 条

本会は本会運営に必要な事務を分掌するために事務局を置く。

(分科会等)

第 34 条

本会は担当分野毎に分科会を置き本会の目的達成に必要な活動を行う。

① 分科会にはリーダーを置く。

(地区リーダー)

第 35 条

本会は県内を分割して本会の目的達成に必要な活動を行う。

① 各地区にはリーダーを置く。

第 7 章 会計

(会計年度)

第 36 条

本会の会計年度は毎年1月1日から12月末日までとする。

(収支報告)

第 37 条

本会の会計報告は総会において行われる。

第 8 章 管理

(規約などの設置)

第 38 条

代表は規約、細則、並びに総会及び運営ミーティングの議事録を事務局に備え置く。

(報告書)

第 39 条

代表は事業年度終了後、その任期中の年度にかかる各号に掲げる報告書を作成し会計監査に提出する。

① 事業報告書

② 会計報告書

第 9 章 関連組織

(下部組織)

第 40 条

本会は、下部組織を持つことが出来る。

①本会は、下部団体として、総務省令無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準第6条の2で定めるアマチュア無線の社団局を設置し、その運用は、同令に基づき定めた定款に従うものとする。

付則

1. 本規約は2008年2月3日に改訂し、同日より施行する。

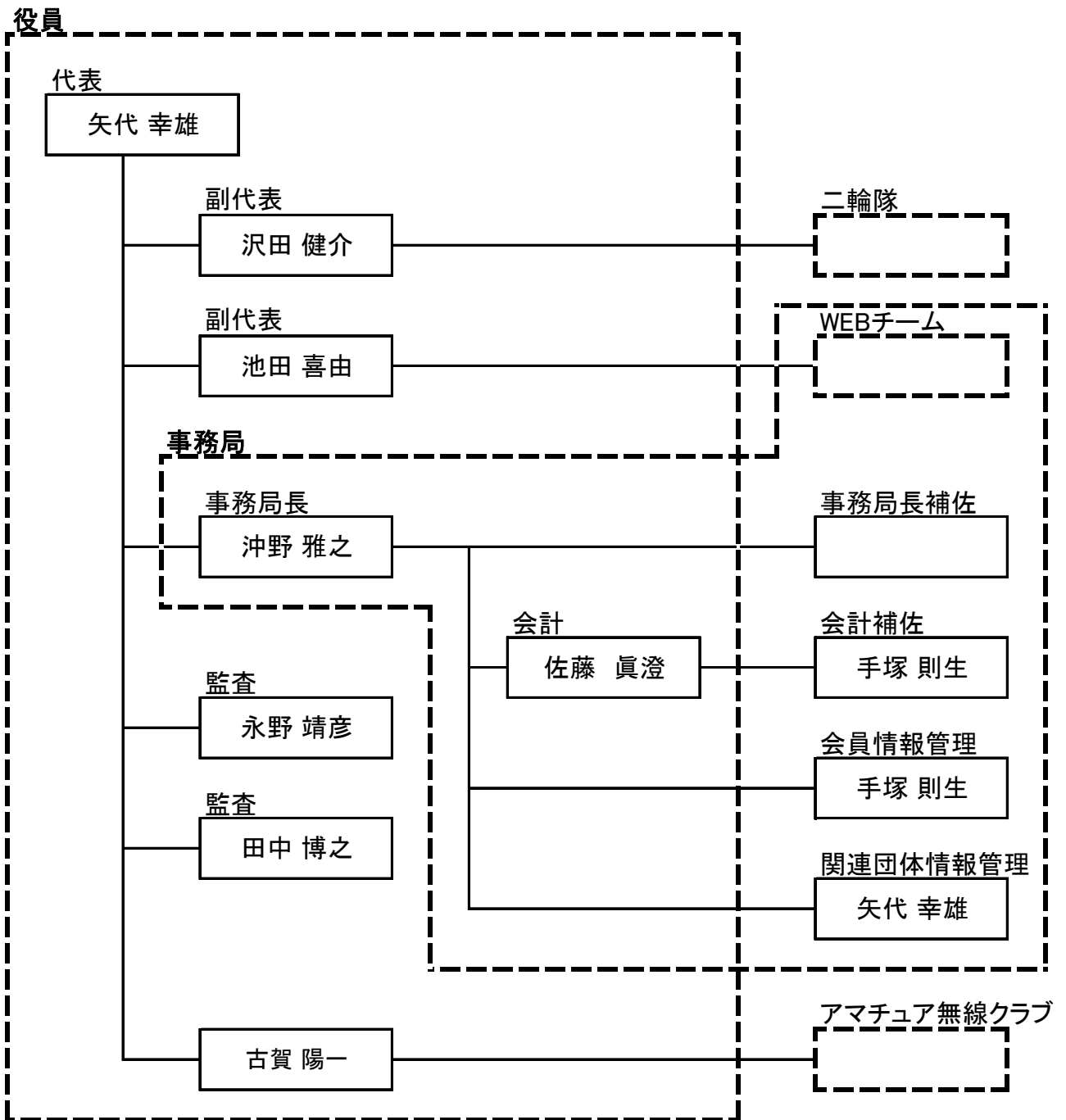
細則

1. 規約第9条の会費については以下に定める。

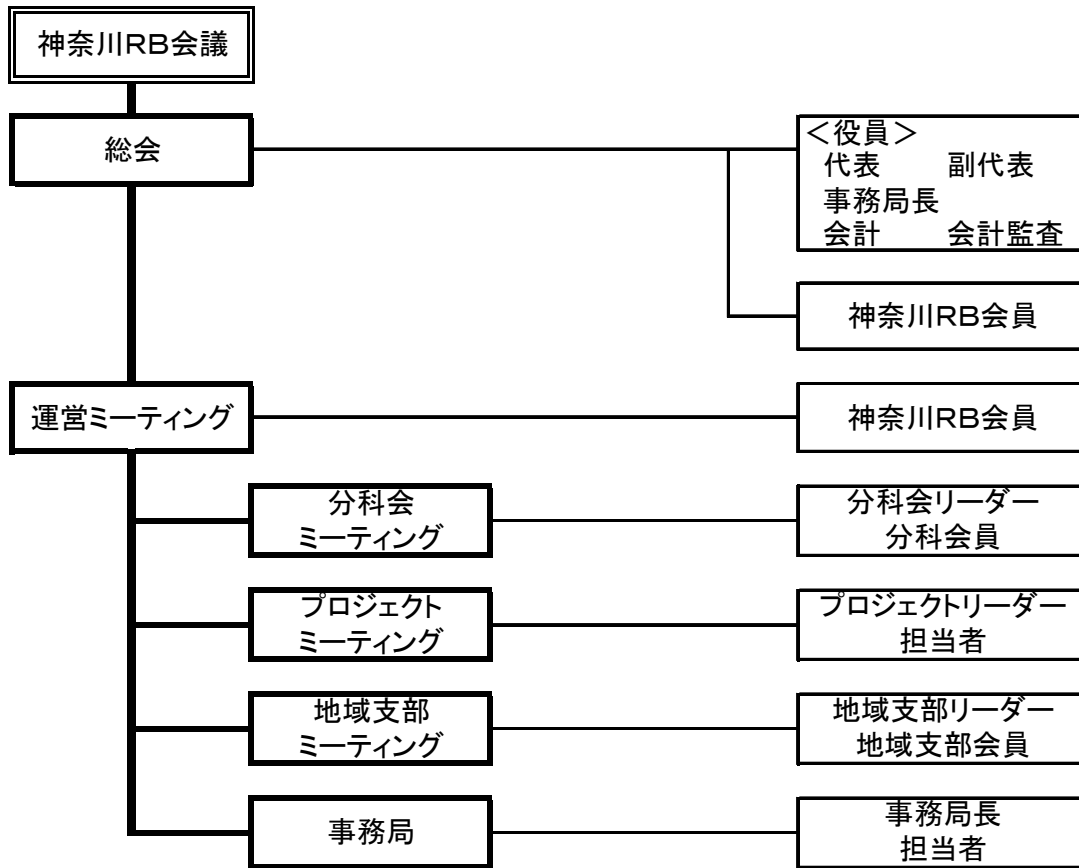
①会員は年会費3,000円を事業年度中に納入する。

②中途加入の会員は①号、若しくは年度残月数に応じて月額300円を事業年度中に納入する。

神奈川RB 組織図



神奈川RB 会議構成図



神奈川 R B 会員分布表

会員 No.	名前	地区（住所）	会員 No.	名前	地区（住所）
1	山田 泰	南部（鎌倉市）	82	夏賀 英樹	東部（川崎市麻生区）
2	中島 信義	県外（山梨県北杜市）	84	尾崎 徳久	南部（横浜市）休会
5	井上 哲也	南部（横浜市戸塚区）	85	小波 浩通	南部（横須賀市）
7	梶 エミ子	東部（川崎市麻生区）	87	永野 靖彦	北部（相模原市）
9	太田 真幸	南部（横浜市栄区）	88	永野 貴子	北部（相模原市）休会
10	加藤 路香	西部（厚木市）	90	田中 博之	西部（中郡大磯町）
17	加藤 英宗	西部（厚木市）	93	渡部 祐史	南部（横浜市鶴見区）
18	永山 充	西部（伊勢原市）	94	沢田 健介	南部（横浜市神奈川区）
22	原田 裕史	東部（川崎市中原区）	97	伊藤 和博	県外（茨城県日立市）
24	沖野 雅之	東部（川崎市麻生区）	98	大谷 暢	西部（平塚市）
26	宇波 郁道	北部（相模原市）	104	對馬 健一	南部（横浜市戸塚区）
29	佐藤 眞澄	東部（川崎市宮前区）	108	長友 俊信	北部（相模原市）
36	池田 喜由	県外（東京都多摩市）			
38	古賀 陽一	南部（横浜市青葉区）			
45	菊田 誠	南部（横浜市緑区）			
52	矢代 幸雄	北部（相模原市）			
53	手塚 則生	南部（横浜市港北区）			
57	神林 邦彦	南部（横浜市戸塚区）			
64	太田 隆行	県外（大阪府）			
81	後藤 猛	県外（富山県富山市）			

2015年1月25日現在 30名

会員名簿について

- * 会員名簿は事務局長により管理されています。
- * 名簿の記載内容は、本人の承諾なしに公表されたり利用されたりすることはありませんが、神奈川 R B の活動において必要とされる場合には、そのリーダー等に知らされることがあります。
- * 名簿の記載内容に変更が生じた場合は速やかに事務局長へご連絡ください。
- * 名簿を使用する際には、使用目的を添えて事務局長へ申し出てください。

神奈川 RB アマチュア無線クラブ 2015 年度通常総会

2015 年2月 1 日(日) かながわ県民活動サポートセンター

作成: 沢田 健介(アマチュア無線クラブ会長)

1. 活動報告

- 2014/4/7 無線通信訓練(JARL 神奈川県支部主催・第 33 回非常通信訓練コンテスト)
- 2014/7/6~7 屋外無線通信訓練(JARL 主催第 44 回 6m & Down コンテスト, 平塚市湘南平)
- 2014/8/26 JARL(日本アマチュア無線連盟)年会費納付
- 2014/8/31 ビッグレスキューかながわ訓練運用(小田原市)
- 2014/12/6 南足柄市災害ボランティア研修会訓練運用(南足柄市)
- 無線従事者免許証取得支援
- 無線機貸出(IC-208, VX-8D, VR160)
- QSL カード発行(随時)

2. 会員数報告

- 入会者 0 名, 退会者 0 名(2014/1/1~2014/12/31)
- 会員数 24 名(2015/1/31 現在)

3. 決算報告

収入の部

日付	名称	内容	金額	合計
9 月 3 日	神奈川 RB 会計	入金	10,800	10,800
9 月 3 日	神奈川 RB 会計	入金	300	300
計			11,100	11,100
前期繰越金				0
合計				11,100

支出の部

日付	名称	内容	雑費	番号(KRB 会計)
8 月 26 日	日本アマチュア無線連盟	JARL 年会費	10,800	23
8 月 26 日	関東総合通信局	電波利用量	300	24
計			11,100	
次期繰越金			0	
合計			11,100	

4. 定款見直し

必要があれば定款の見直しを行う。

5. 役員選出

以下の者を本年度役員として推薦します。

- ・ 会長(1名) 古賀 陽一(7M4TBA)
- ・ 副会長(2名) 佐藤 眞澄(7L1WMY), 沢田 健介(JL1GJE)
- ・ 監事(1名) 山田 泰(JR1HDE)

6. 活動計画

- ・ 2015/4/4 無線通信訓練(JARL 神奈川県支部主催・第34回非常通信訓練コンテスト)
- ・ 2015/7/5 屋外通信訓練(JARL 主催・第45回 6m AND Down コンテスト)
- ・ 2015/8/22～23 ハムフェア 2015 見学(東京ビッグサイト)
- ・ 2015/9/ 九都県市合同総合防災訓練運用(相模原市)
- ・ アマチュア無線免許取得者支援(随時)
- ・ QSLカード発行(随時)
- ・ 懇親会(適宜)

神奈川県アマチュア無線クラブ定款

(名称)

第1条 本クラブは、神奈川県アマチュア無線クラブと称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所および常置場所は、本定款第11条で定める役員のいずれかの自宅内に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、無線通信技術の自己訓練及び、災害時等における有効な通信技術の研究業務を行うことを目的として設立する。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員同士が必要と認めるときは、随時各会員間の無線交信訓練を行う
- (2) 会員同士の会合を持ち、技術の習得と情報交換及びその他の事業を行う
- (3) 本クラブ局の運用を行うとともに、災害時に於いては災害支援活動を行う
- (4) 会員同士の親睦と無線技術の向上を目的に、移動運用等の訓練行事を行う
- (5) 防災訓練や非常通信訓練等に参加し、訓練のための無線通信を行う
- (6) アマチュア無線を始めようとする人に対し、免許取得及び開局のための援助活動を行う

(入会の資格)

第5条 オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより震災時の情報活動や救援活動の支援を行い地域社会に貢献することを目的とし、神奈川県内を主な活動場所とする非営利ボランティア団体である神奈川県レスキューサポート・バイクネットワーク(神奈川県)の正会員で、且つ、アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者(施行規則第34条の8に規定する者を含む)のうち希望する者に本クラブに入会する資格を与える。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員は、次の場合に会員の資格を失う。

- (1) 神奈川県レスキューサポート・バイクネットワークの正会員でなくなったとき
- (2) 有効な無線従事者の資格(施行規則第34条の8に規定する者を含む)を有しなくなったとき

(会員の権利)

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本クラブが設置する無線設備を、保有する無線従事者資格の操作範囲内で操作する権利
- (2) 総会において議決権を行使する権利

(会費)

第8条 本クラブの入会費および会費は無料とする。クラブの維持のために必要な経費は、神奈川県レスキューサポート・バイクネットワーク事務局から承認の上、提供を受けるものとする。

(役員)

第9条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し本会の運営を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、会長に代わり本会を代表する。
監事は、本会の運営・会計を監査する。

(役員の任免)

第11条 役員の任期は1年とし、毎年1回、本定款第12条に定める総会に於いて本会の会員の中から選出される。
任期の途中で退任した場合は、全役員協議のうえ新役員を選出するものとする。
その場合の任期は前役員の残任期間とする。
ただし、後任者が選出出来ない場合は、次の役員選出まで欠員とする。

(総会)

第12条 本会の運営に関しては、毎年1回、総会に於いて年間の事業計画を決定する。総会は、その便宜上、神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの年次総会と同時に開催するものとする。ただし会長が必要と認めた場合は随時、臨時総会を開催することを妨げない。臨時総会の機能は総会に準ずるものとする。総会では次の事項を審議する。

- (1) 会計報告
- (2) 活動報告及び事業計画
- (3) 役員の選出
- (4) その他必要な事項

(資産)

第13条 本会の資産は、本会が設置する無線設備およびその周辺機器とする。

(改正)

第14条 本規約は、総会において改正することが出来る。

(規定外事項)

第15条 本定款に記載のない事項および疑義事項については、別に定める神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの会員規約に準ずるものとする。

付則

本規約は平成18年9月1日から効力を有する。

神奈川RBアマチュア無線クラブ構成員名簿（2015年1月31日現在）

No.	氏名	コールサイン	備考
1	山田 泰	JR1HDE	監事
5	井上 哲也	7M4PYL	
7	梶 エミ子	7M4TCM	
18	永山 充	7N4FFW	
22	原田 裕史	JE1SIZ	
24	沖野 雅之	JA1SVY	
29	佐藤 眞澄	7L1WMY	副会長
36	池田 喜由	7K1OHK	
38	古賀 陽一	7M4TBA	会長
52	矢代 幸雄	JE1DYA	
53	手塚 則生		
57	神林 邦彦	7N4LKR	
64	太田 隆行	7N4MOY	
81	後藤 猛	JF1HRW	
82	夏賀 英樹	JF1TKX	
84	尾崎 徳久	JA1WSM	
87	永野 靖彦	JF1JGE	
90	田中 博之	JH1XNX	
93	渡部 祐史	JI1TOB	
94	沢田 健介	JL1GJE	副会長
97	伊藤 和博	JE1BQT	
98	大谷 暢	7M1RDL	
104	對馬 健一	JN4RKE	
108	長友 俊信	JH1AXT	

以上

神奈川RB 連絡先

代表 : 矢代 幸雄

郵送先 : 〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

かながわ県民活動サポートセンター レターケース No.81

※宛先には必ず、

レターケース No.81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

と明記ください。

FAX : 045-312-1862(かながわ県民活動サポートセンター内 FAX を借用)

※宛先には必ず、

レターケース No.81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

と明記ください。

ホームページ : <http://www.kanagawarb.org>